

## 平成29年度 第4回佐久市総合教育会議

日時：平成30年3月2日（金）

午後6時30分～7時40分

場所：佐久市役所南棟3階会議室

### 1 開会

（小林企画部長）

これより平成29年度第4回佐久市総合教育会議を始めさせていただきます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます企画部長の小林でございます。よろしくお願いいたします。

今回の会議事項は「望月小学校児童の交通事故死について」でございます。会議に入ります前に、今回の事故でお亡くなりになりました望月小学校2年竹花颯太さんへ哀悼の意を表しまして1分間の黙祷を捧げたいと存じます。傍聴の皆様もご起立をお願いします。

黙祷。

黙祷を終わります。ご着席ください。初めに柳田市長よりご挨拶をお願いします。

### 2 あいさつ

（柳田市長）

教育委員の皆さんには、本日平成29年度第4回目となります佐久市総合教育会議にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

急なご連絡にもかかわらず、また急なご連絡ということもありましたので遅い時間でありましたが、お集まりいただきましてありがとうございます。

今回の総合教育会議は先ほど皆さまと黙祷を捧げさせていただきましたが、望月小学校の2年生の児童が、先月22日の下校途中に飲酒運転による交通事故に遭い、その尊い命を奪われるという痛ましい事故があったことから招集をいたしましたものであります。

事故発生から榑澤教育長とも何度か協議をさせていただく中で、各担当部署への対応の指示を行ってきたところでございます。本日は教育委員の皆さんと、現在の対応状況を確認するとともに、今後の対応についても協議をしていきたいと考えております。

いずれにしましても、子どもの安全を守るべき大人によって、わずか8歳の児

童の未来が奪われるということはあってはならないことでありまして、ご家族やお友達、地域の方の気持ちを察するに余りあるものがございます。このようなことが繰り返されないためにも、より率直な意見交換の場となることをお願いするものであります。

また、教育委員の皆さまには、事故発生の翌日23日早々に臨時の教育委員会の開催をしていただきまして、情報の共有を図っていただいたということで報告を受けているところでございます。

引き続き、率直な意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(小林企画部長)

続きまして、榑澤教育長よりご挨拶をお願いします。

(榑澤教育長)

冒頭、黙禱を捧げたところでございますが、まずもって未来あるお子さんの命が痛ましい交通事故で奪われてしまったこのことについて、本当に残念至極でございます。今はご遺族の心中をお察し申し上げながら、ただただご冥福をお祈りするのみでございます。

この事故は、県道湯沢望月線で起こったわけですが、実はこの道路では2年前の4月に望月小学校の4人の児童が、飲酒運転で歩道に乗り上げた車によって負傷しております。これら2件とも、本当に悪質極まりない飲酒運転による交通事故であるわけですが、重大な事故が度重なって発生し、残念ながら命を落とすお子さんも出てきてしまったこの事実は、教育委員会として大変重く受け止めているところでございます。

現在、心を痛めている子ども達の気持ちに寄り添いながら、当面の対応として市長了解のもと3月いっぱい、バス利用ができるような緊急対応をしたところであります。さらに4月以降、今後どうやって子ども達の登下校を安全に配慮したら良いか早急に議論をし、対応を考えていく必要がございます。

本日は、第4回の総合教育会議を開催していただきまして、本件に関して今後の対応についても協議できますことをありがたく思っています。今日の協議を踏まえながら、教育委員会臨時会をもって、対応策を決め出したいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

(小林企画部長)

それでは、会議事項に入りますので、ここからの進行は、柳田市長にお願いいたします。

### 3 会議事項

#### 望月小学校児童の交通事故死について

##### (1) 事故の発生状況について

(柳田市長)

それでは、次第に沿って進めて参ります。

望月小学校児童の交通事故死について、まずは(1)事故の発生状況について事務局からお願いします。

(木内学校教育課長)

はい。佐久市教育委員会、学校教育課長の木内でございます。まず、私の方から事故の発生状況につきまして説明をさせていただきます。

それでは資料に沿って説明をいたします。まず資料1-1をご覧ください。望月小学校児童の交通事故死について、事故の発生状況でございます。まずは、1番、被害児童についてでございます。望月小学校2年の竹花颯太さん、8歳の男児でございます。2番、発生日時は、平成30年2月22日木曜日午後3時40分頃でございます。3番、発生場所は、佐久市春日、県道湯沢望月線「別府入口」バス停留所付近のT字路でございます。事故の内容でございます。望月小学校の2年児童が、県道湯沢望月線を西から東へ横断中に南側、児童から見ると右側になりますが、旧春日小学校方面から来た乗用車にはねられたというものでございます。被害児童は、事故発生場所近くに自宅がありまして、同校同学年の児童と2人で学校からの下校途中でありました。児童Bよりも先を歩いていた今回の被害児童のみが被害に遭ったというものでございます。この事故のあった県道でございますが、片側1車線の道路で速度は時速40km制限とされているものでございます。県道を南側から走行いたしますと道路は緩やかに左にカーブをしており、横断開始と考えられる地点は、住宅の陰で見通しはあまり良くないという場所でございます。横断歩道はありますが、横断歩道上を横断したのかどうかということにつきましては、目撃者がいないという状況でございますので、現時点では不明でございます。警察の捜査次第ということになろうかと思えます。また、自動車を運転していたのは、佐久市甲の歯科医師67歳の方で、新聞発表によりますと酒気を帯びて運転をしていたとのことでございます。なお、被害児童竹花颯太君は、事故に遭った翌朝未明、23日未明に入院先の病院で死亡したということでございます。

それでは、資料を1枚おめくりいただきまして、資料の1-2をご覧ください。こちらは、事故発生場所周辺の図面でございます。図面上側こちらですが、望月小学校が青く書いてあります。赤い線は竹花さんと、同じ地区から通う児童の通

学路でございます。緑の線が県道でございます。この図面下段でございますが、黄色の×印をしておりますが、こちらが今回の事故の発生場所でございます。乗用車は県道を南側、ここの図面からいくと下になりますが、そちらから北側、上方面に走行していったようでございます。

1枚おめくり下さい。資料1-3でございます。事故発生場所を拡大した図面でございます。資料1-3の図面をご覧ください。こちらは横断歩道のあるT字路でございます。図面の左側から道路を横断してきまして、図面の少し下側ですが、下側から走行してきた乗用車にはねられたと考えられるものでございます。写真は4方向から撮影した写真でございます。写真のうち、③番の写真をご覧ください。横断歩道の青い看板があると思いますが、その看板の脇にはすぐに住宅がございます。奥の方に電柱、少し見えづらいですが電柱があります。④番の写真と一緒に並べて見ていただくと、そこに住宅と電柱が見えるのがわかりいただけるとと思います。こちらの住宅は空き家でございます。事故当時、この空き家の脇には実は枯れ草がありました。小さい子どもであれば隠れてしまう位の1m程度の枯れ草が道路上にありました。この③番の写真の奥の方に大人が1人写っておりますが、大人の身長でこの程度見ると、ここに枯れ草があったという中で、少し見えづらい場所であったということが事故の原因でございます。以上簡単ではございますが、事故の発生状況についての説明を終わります。

(柳田市長)

説明は以上でございます。今の説明について、この後いろいろな意見交換をさせていただきますが、この場面においては、この事故発生についての事実関係に限って少しご質問等がありますれば、明確にしていきたいと思っておりますのでお願いをしたいと思います。

(特になし)

(柳田市長)

はい。また、何かありますれば、後刻でも結構でございますのでお願いしたいと思います。

続きまして、現在の対応状況、今後の対応についてであります。事故にあたり地元の保護者の皆さまの声も実際にお聞きし、また教育長とも協議をする中で児童の不安解消などのため臨時的にスクールバスでの対応を決定するなど、指示を行ってまいりました。それら現在の対応状況の確認と今後の対応について協議を行いたいと思っております。

まずは、学校教育課より対応状況を説明してください。

(木内学校教育課長)

はい。それでは、資料2-1をご覧ください。教育委員会の取っている現在の対応状況でございます。まず1番、望月小学校の対応でございます。(1)全児童に対しまして、交通安全指導を実施いたしました。先月23日、事故の翌日でございます。(2)低学年の下校時刻に合わせた高学年との集団下校、これも翌日から行っています。通常でありますと低学年の下校時刻と、高学年の下校時刻はずれております。高学年の方が遅くなっておりまして、事故の当日は低学年だけで下校していたということでもあります。これにつきまして、翌日から低学年の下校時刻に合わせて高学年と一緒に集団下校をするものとしてございます。(3)でございます。事故の際に近くにいた児童、あるいは不安を訴えている児童に対しまして、心のケアのためにスクールカウンセラーを依頼しまして、カウンセリングをまずは、翌日の2月23日と26日に実施をしたところでございます。不安というものは、児童の声でございますが「悲しかった」あるいは「今も不安である」、「布団に入っても少し眠れなかった」先程、以前の事故についても触れましたが「自分が事故に遭った時のことを思い出し、少し怖くなった」、「怖い気持ちになった」、先生から見ていても不安そうな表情していたなど、近所の児童や事故直後を目撃した児童もおりましたので、児童からの聞き取りで不安があったというものでございます。(4)児童の登下校時に学校職員、また保護者による街頭指導及び巡回の実施を翌日からしております。(5)でございますが、通学路安全マップを望月地区全戸に配付を予定しているところでございます。

次に2番、教育委員会の対応でございます。(1)教育委員会の臨時会を開会いたしまして、事故の情報についての共有と市内全17小学校に対しまして、児童の安全な登下校への配慮ということで文書を通知することを決定いたしました。事故の翌日の23日でございます。(2)市内17小学校に通知をいたしました。26日の月曜日でございます。内容でございますが、資料2-2をご覧ください。小学校長宛てに2月26日付けの通知でございます。

「児童の安全な登下校への配慮について」ということで、交通事故防止の徹底ということで通知をしたものでございます。併せてもう一枚おめくりいただきまして、資料の2-3をご覧ください。この通知に合わせて、緊急メッセージ「**Risky 7** (リスキーセブン)」というチラシと一緒に通知したところでございます。こちらのチラシでございますが、ちょうど1年前に保育園を所管しております子育て支援課と一緒に作ったものでございます。歩行中の交通事故というのは7歳で多発しているというデータがございます。特に小学校

1、2年生の7歳前後でとても多いという中で、**Risky 7**と名付けておりますが、7歳の前後は特に危ないということの中で、緊急メッセージとしてちょうど1年前に出したものでございます。今回、学校へはこのチラシも一緒に送ったところでございます。また保育園につきましても今後、送付をすると聞いているところでございます。それでは、資料2-1へお戻りいただければと思います。2の(3)でございます。職員によりまして青色防犯パトロールカーによりまして、巡回及び街頭指導をやはり23日から行っております。(4)でございます。事故発生場所に横断用の手持ち旗、横断旗と申しますが、黄色い旗でございます。事故当日には配備されていなかったものですが、23日には配備をしたところでございます。(5)でございます。事故発生への精神的な負担を考慮しまして、事故発生場所付近を通る児童について3学期いっぱいバス通学とするという形としております。これは3月1日、昨日からでございます。お手数ですが、最初の資料の1-2をご覧ください。学校が入っている地図でございます。黄色の×印が事故の現場、事故の発生場所でございますが、そこから北側、上側に約500m離れておりますが紫色の×印があります。こちらは2年ほど前に、酒気帯び運転の軽トラックに児童がはねられた場所でございます。この2件の事故発生場所付近の県道を通学路として利用をしている児童につきましては、バス通学ということで3月1日、昨日からバス通学としておるところでございます。具体的には、黄色の×印のある今回の事故発生場所付近の下之宮区の児童3名とその南側、図では下側の高橋区の11名が該当になっております。青く○印をしている部分は、路線バスのバス停留所になりますが、南側から「高橋」、「保育園入口」、「別府入口」の各停留所から、路線バスを子ども達が利用できるようにしたというものでございます。

それでは、資料2-1へお戻りください。最後に3番、その他でございます。こちらは県教育委員会として把握している対応の状況でございます。(1)としまして、警察官によりまして街頭指導及び速度違反取り締まりの実施、また、交通安全協会による街頭指導、交通指導員による街頭指導が行われていると把握をしているところでございます。

以上、教育委員会からの説明を終わります。

(柳田市長)

続きまして、生活環境課から説明をお願いします。

(市川生活環境課長)

はい。生活環境課長の市川と申します。よろしくお願いたします。それでは、資料の3をご覧ください。A3の1枚ものでございます。「交通死亡事故の再発

防止の取り組みについて」というものでございます。1番、これは現在生活環境課として対応を実施しているものでございます。(1)、(2)につきましては、ただ今、学校教育課長からお話しがありましたその内容でございます。(1)の見守り活動につきましては、午前7時から午前7時40分まで、朝の登校時間帯に川西交通安全協会の方で見守りをさせていただいております。午後3時から4時までの下校時間帯につきましては、2月26日から佐久市交通指導員によりまして見守り活動をしているものでございます。(2)の警察への要望関係でございますが、佐久警察署及び交通機動隊、望月にあります佐久分駐隊でございます。これらによる事故発生路線に対する集中取り締まり、及び飲酒運転を中心とした交通違反の取り締まりの強化をお願いいたしまして、現在その取り締まりを実施していただいているところでございます。

続きまして、2の今後の実施予定でございます。(1)の再発防止に向けた現地診断の実施でございます。これは、佐久市交通安全条例に基づきまして、今回のような交通死亡事故が発生した場合には、現地診断を行い対策を協議するというものでございます。実施時期につきましては、3月中旬ということで現在、佐久警察署と調整をしているところでございます。招集範囲につきましては、こちらに記載しているとおりの内容でございます。内容につきましては、現地において佐久警察署の方から今回の事故原因等の詳細の説明を受けまして、その関係者の皆さんに集まっていただきまして再発防止対策を協議するというものでございます。続きまして、(2)の年度末飲酒運転撲滅パトロールの実施でございます。これは年末、12月におきましては同様に飲酒運転撲滅パトロールということで、交通安全協会と佐久市の合同によりまして、中込の飲食店、及び佐久平の飲食店、岩村田の飲食店街等を中心に行っております。今回、このパトロールにつきましては、佐久、南佐久、川西それぞれ3つの交通安全協会合同によりまして、それぞれの管轄地域におきまして酒類等を販売する施設、コンビニも含めました全ての店舗、飲食店に対しまして飲酒運転撲滅のチラシの配布、及び飲酒運転撲滅に対する協力を依頼していこうというものでございます。実施時期につきましては、3月中旬をスタートといたしまして、この活動につきましては4月以降も継続をして実施をしていくと予定しているものでございます。続きまして、右側の(3)広報活動でございます。広報佐久ライフ4月号がこれから3月下旬にかけてご家庭に配付される予定でございますが、この別冊で交通安全情報を掲載して飲酒運転撲滅を呼び掛けるものでございます。内容につきましては、飲酒運転による今回の交通事故が発生したというもののお知らせ、続いて飲酒運転の根絶、子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢者向けの交通事故防止、今回の事故を受けまして保護者の皆さまへといった内容を中心に掲載するものでございます。その下は市の防災行政無線によりまして、飲酒運転撲滅啓

発放送の予定をしております。現地診断の終了後の実施をしていきたいと考えております。さらに注意喚起看板の設置、今回の事故を受けまして県道でございますが、その道路沿いに注意喚起看板等の設置を検討していきたいと考えております。(4)でございますが「春の全国交通安全運動」、これは毎年全国で行われている交通安全運動でございます。本年は4月6日から15日となっております。この最初の4月6日の日でございますが、交通指導所を開設いたします。まず、佐久市の主催で交通指導所を開設します。佐久平駅交差点で交通指導所を開設し、川西交通安全協会におきましては、同日午後交通安全指導所を開設いたします。場所につきましては望月地域で行いますが、今現在、検討中ということでございます。活動内容といたしましては、ドライバーに対しまして啓発チラシ、啓発品等を配布し、安全運転、飲酒運転撲滅、交通事故防止を呼び掛けるというものでございます。

生活環境課からは以上でございます。

(柳田市長)

今、教育委員会と交通安全を職務といたします生活環境課から説明があったところでございます。非常に痛ましい事故でございますが、一方でこれに対しての対応としては、できるだけ早くということを中心けて23日の皆さまの臨時教育委員会で確認された注意喚起、そしてまたご協力をいただく中での交通安全対策、そしてバス通学というかたちにはしています。このバス通に関しては、まずは身の安全の確保という中で、バス通を昨日からということで行っているところであります。

皆さんにもこれからご意見をいただくかたちにおいては、もろもろの安全対策、あるいはまた対応についての意見をいただく協議でもございますが、バス通ということについて地元の皆さんからは3月いっぱいということではなくて、4月以降も今の状況、バス通学を行ってほしいというご要望、心中察する中において十分に理解できるというものでもあるわけですが、そんなことも寄せられているところでございます。高橋区をはじめとする地域の皆さんにとっては非常に不安の中にあることにおいて、そういったものの払拭をしていかななくてはならないと思っておりますが、皆さんからのご意見等をぜひお聞かせいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

事故の事実確認も含めていただいても結構でございますが、ご意見やご質問等がありますればよろしく願いします。

荻原委員さん、どうぞ。

(荻原委員)

あつてはならないことで、本当に心が痛みます。ご両親様はもちろんのこと、地域の方も本当にどれくらい心を痛めておられるかと思っています。

私は事故のことをお聞きしまして、やはり現場に行かないとわからないことがたくさんありました。すぐ次の日に現場に行ってみてわかったことがあります。自分が歩かなければわからないこと、車でなければわからないことがあつて、先ほど事務局からもありましたが、車で何回か通った時、上から行ったり下からも行きましたが、路側帯まで伸びている草が、冬であれだけなので夏はどのくらいになっていたのだらうと思いました。もちろん空き家の方を責めるということもありませんし、地域の方にそういう場所が他にもないか、きっとあると思うのです。それはご協力いただかなければできないことだと思うので、そこも含めて地域の方とも、もう一度見直していただければいいのかなと思いました。私も上の方から、3回ぐらい下ってみましたが、草が本当に大きくて全く見えなかったんです。植木で見えないということも結構ありますが、今回はそれも一つの大きな要因であつたかなと自分は感じました。

それから、もう一つ思ったのは些細なことなのですが、旗の色というものが、置いてある旗もそうなのですが、ビニールの旗と、今蛍光色でよく目立つ色がございしますが、お値段のこともあるので何とも言えないのですが、目立ち度というのが本当に違います。それを感じたのは、近津神社、長土呂から小諸へ行くところにあるのですが、小諸のこちら寄りの学校の皆さんは、一人ひとりが蛍光色の旗をお持ちになって歩いています。それは地域のいろいろな考え方があるのでそれをするという事ではないのですが、そこを過ぎて岩村田の方へ入るともう持っていないくて、でも今度は見守り隊の方が蛍光色の服を着てしっかり守ってくださっています。あの色は、本当に目に飛び込んできて、小諸の方の学校は「あっ、子ども達があんなにあれを持って歩いている」ということを感じたり、こちらの岩村田に来ると見守り隊の方があの色の服を着て目立つようにしてくださることは運転者にとって、私も運転する身ですので、「ハッ！」と意識付けられることがたくさんございました。今回のことで色々と思いながら、色々な道路を自分が運転しながら感じたことをまず申しあげました。以上です。

(柳田市長)

建物の日陰ということも説明の中にはありましたが、荻原委員さん自身が通ってみて日陰についてはどのように感じられましたか。時間帯で日陰になったりならなかったりということはあるかと思いますが。

(荻原委員)

私は、時間が午前中でしたので影というものはあまり感じませんでした。ただ、今写真を見ると草が全然ないので「私が見たところが違ったかな」と思ったら、先ほどご説明があつて、しっかり見てくださっているなあということは本当に感謝申し上げたいと思いますが、影のことは分かりませんでした。

(柳田市長)

時間がということですね。

はい。鈴木委員さん。

(鈴木委員)

小学校2年生の小さなお子さんが、下校途中で交通事故に遭って命を落とされるということは、本当にあつてはならないことで、ご家族のことを思うと胸が締め付けられる思いであります。今回の事故、そして28年の事故に関しては、飲酒運転の根絶、そして撲滅に取り組まなくては問題の解決にならないと思います。今、多くの会社では飲酒運転をすると厳しい罰則、というのか処分が会社の方からあつたりしますが、飲酒運転は絶対にしてはいけないということは、ほとんどの人達の常識となっています。しかし、もしかするとこのような認識がすっぽりと抜けている年代とか、こんなことを言つては失礼かもしれませんが職業があるのかもしれないなど少し感じました。家族、会社、地域で一丸となつて飲酒運転撲滅に取り組まなくてはいけないと思います。

それからもう1つ通学路の定期的な確認、点検というのが親の目でも必要かなと感じました。交通状況や道路状況は、日々変化しています。例えば、道路工事をしていて通行止めになっているからこっちの道路は車の通りが多くなるので気を付けようねということは、たぶん親でしかわからないことだと思います。先ほども荻原委員さんからもありましたが、細かいところでは、草木の成長なども目線の低い子ども達にとっては大きな影響があると思います。子どもと一緒に親がお散歩感覚で良いので、休みの日など学校などに一緒に歩いて行って、ここは気を付けようねとか、そういったことを各家庭で話していつて通学路の定期的な確認、点検を各家庭でする必要があるのではないかと感じました。

また、先ほど荻原委員さんからもありましたが、見守り活動というものが運転者に対して視覚的影響力が私は多大にあると思います。見守り活動の方たちが通学路に立って子ども達とふれあっている姿を見ると、本当にこの地域の中で子ども達が本当に大切に育てられているんだなと感じまして、自分の運転も「優しくしなければいけないな」と感じたことがたくさんあります。見守り活動というのは、夏は暑く、冬は寒いので本当に大変だと思います。皆さんボランティア

でやっていらっしやいますので、本当に大きな影響力があると思いますので、無理のない範囲で地域の皆さま達に見守っていただきたいと思います。以上です。

(柳田市長)

はい、ありがとうございます。原委員さんお願いします。

(原委員)

お亡くなりになった子どもさんに対して、本当に哀悼の意を捧げたいと思います。と申しますのは、私の孫も同じ2年生でありまして本当にかわいい盛り、親御さんやご家族ご親族にとっても大変かわいい盛りだったのだろうなあと思うと心が痛みます。

最初の説明の中で現在の対応ということで、心のケアをスクールカウンセラーにお願いをしており、2月23日、26日と書いてありますが、これ以降も継続的にしばらくはやる必要があるのではないかと思います。もちろん児童生徒だけではなく、遺族の方、本当にお母さん、ご家族の心は張り裂けそうだと思いますので、できれば遺族の方の心のケアも、我々が考えることではないのかもしれないかもしれませんがしていけたらなと思います。

そして、先ほど市長の方からバス通についてというお話がありました。当然、前回の2年前の事故もありますし、バス通については、私は当然だと思います。当面3月いっぱいとなっているということのようでございますが、場合によってはそれ以上のことも考えなければならないなと私自身は思っております。

また、先ほどから見守り隊について色々お話がございましたが、確かにあの時あの場所に見守り隊の方がいらっしやれば、もしかしたらこの事故は起きなかったかもしれません。そこで、現在実施中と生活環境課の資料にもありますが、朝は7時から7時40分まで、それから午後は3時から4時まで、これはいつまでこの見守り活動をできるのか、それを知りたいと思います。これはできたら継続的に、見守り隊組織というものが望月小学校にはたぶん無いのではないかと思うのですが、その組織化をやはりするべきだと思います。

それから、一番の問題は、先ほど鈴木委員さんからも話がありましたがドライバーの意識です。本当にドライバーの意識が残念ながら、地域性というものもあると思います。例えば春日温泉のところで、前回の事故はそうでした。前の日に飲んだお酒が残っていて、結果的に飲酒運転ということになってしまったということ。それから、あの地域での、あの地域だけではないかもしれませんが、地域での「この程度なら飲んで運転しても、家はすぐ近くだから」ということが、あの地域だけでなく他の地域でもあるのだと思います。その辺のドライバーの意識をどうやって「飲酒運転はダメなんだ」ということを喚起することも必要だ

と思います。これはもちろん私たちだけでできる問題ではありませんので、いろいろな各方面の協力がますます必要になってくると思います。以上です。

(柳田市長)

ありがとうございました。それでは、見守り隊の今後ということについて説明をしてください。

(市川生活環境課長)

ただ今の見守り隊の関係でございますが、今こちらに記載してある内容につきましては、当面、子どもさんが通われている学校の卒業式までは確実に必ずと考えております。

また、今委員さんがおっしゃられたとおりその後の内容につきましては、またこちらで関係部署、安協などもありますので協議をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(柳田市長)

ありがとうございました。あとは、スクールカウンセリングについて、2回行ったということで、親御さんのケアのこともありましたが、現状においてのご要望であったり、必要性について現場からはどのようなやりとりがあるのか、どうでしょうか。

(吉澤主幹指導主事)

教育委員会主幹指導主事の吉澤でございます。

今、お姉さんが忌引きで休んでおりますが、お姉さんを含め今後もスクールカウンセラーの配置の方を、教頭から東信教育事務所の方へ連絡を取っていることですので、そちらのケアをする予定で現在計画中であります。

(柳田市長)

他の子というのか、地域として近いところの皆さんとか、小学生ですから動揺したりということが当然あるわけですが、そういった皆さんに対しての考え方は今はありますか。

(吉澤主幹指導主事)

今23日、26日のカウンセリングを受けまして、その後は学級担任の方で丁寧とその子達の様子も見ております。その中で、何か変化等があったところで、すぐにスクールカウンセラー等と呼べるような体制をと、連絡を取っていると

聞いておりますので、そちらも並行して進めていきたいと考えております。

(柳田市長)

親御さんの心のケアということについては、おそらくマターが違う形と思いますが、注視すべきことだと思っておりますので、その点の判断をしてそれも少し宿題として対応をしていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

(榑澤教育長)

少しよろしいでしょうか。この事故の直後、次の日のあたりから県の教育事務所とも連絡を取り合っていますが、スクールカウンセラーは県からの配置ですので、必要があれば学校と相談しながら1日とか2日ではなくて、「継続的に関わります」とのこと。よって教頭先生の方が窓口になっていると思いますが、お子さんの状況をよく見て、もう少しケアが必要だな、あるいは直に子ども達からリクエストが来るかもしれませんが、そういう状況にはスクールカウンセラーが対応できるような態勢に県が配慮をしてくれています。それから、佐久市教育委員会としましてもスクールメンタルアドバイザーがいますので、望月小に関わっているスクールメンタルアドバイザーは、頻繁にケアも含めて伺うようにしています。

(柳田市長)

今後もきめの細かいケアをしていてもらいたいと思っております。青柳委員さん、いかがでしょうか。

(青柳委員)

本当に痛ましい事故で、かわいそうだなという気持ちでいっぱいです。この事故に関して私が思ったのは、三つぐらい切り口があるかなと思います。

一つは、学校における交通安全教育、これは教育長が常々言われるように、主体的に交通社会を生き抜く力を育むという、この「Risky7」にありますように自分で安全確認する力を育む、こういう観点が大事だと思います。

それから、二つ目は、交通環境、道路の状況の改善ということです。

三つ目は、地域全体での取組、そんなところがあるかと思いますが、私は2年前の事故と今回の事故は、やはり引っかかる場所がありまして両方とも酒気帯び運転であること、それから比較的真っ直ぐな道路で近くで起こっている。というところで、特に交通状況の改善についてはこれまで各委員のお話しにも出てきていますが、こういうところで何とかならないのかなと思いました。この前の臨時教育委員会では、もっと取り締まりを頻繁にやっていただいた方がいい

のではないかと、事故の後だけではなくそういうことを警察の方にお問い合わせできな  
いかなという話がありました。それから、自分が春日温泉に行った帰りを振り返  
ってみると、結構あの道路はずっとスピードを出して走っていると、自分自身も  
今回の事故で40キロ制限ということ初めて自覚しまして、実際に現場に行  
ってみて一般的にスピードを出してしまう感じがすると思いました。こういう  
のはできるかわかりませんが、臼田バイパス等はずっと真っ直ぐですが、信号が  
いっぱいあるので信号ですごく引かかるんです。そのように信号を設定して  
あると思うのですが、この間現場の道路を見て思ったのは、完全な真っ直ぐで  
はないのですが、緩く曲がりながらかなり真っ直ぐなところが多いこういうと  
ころで、信号をあと2〜3カ所設置すれば交通状況も変わるのかなとは思いま  
した。ただ、県道と他の道路の接点となりますので、そういうところへあまり他  
の道路から入ってくる車も無いので、信号設置ができるのかどうかというこ  
とが条件的に可能かどうかということも思いました。あの道路はスピードを出し  
やすい、ドライバーが出したくなるような道路だと感じました。

(柳田市長)

28年の事故の後、複数の安全装置としてドットラインであったりとか蛍光  
物と言えるものの設置を行ったということではありますが、警察の取り締まりと  
いうこともそうですし、パトロールということ、そして安全装置というものが加  
えて検討、必要性ということについて警察の方にもお願いをしていくことが必  
要ではないかと思うところです。

榑澤教育長いかがでしょうか。

(榑澤教育長)

私も今、青柳委員がおっしゃられたことと重なりますが、安全な登下校とか交  
通安全の徹底に向けて大きくは私は4つの観点を持っています。

一つは、通学路の危険個所の改善、改修等です。これについては、先ほどの説  
明の中にもありましたが、草というような道路自体が持っている構造ではなく  
て、そこに付随する環境の状況も日常的に点検をして、必要があれば除去しな  
ければいけないというようなことで、通学路の危険箇所の改修、改善というこ  
とが一つあるかと思えます。

二つ目は、車両、ドライバーの安全運転の徹底ということかと思えます。これ  
に向けては私たちにできることと、警察が入って対応できることと、いろい  
ろな立場があると思えますが、そんな視点が二つ目にあるかと思えます。意識  
の中で、人間の意識ということで申し上げますと、今の二つ目の車両の安全  
運転の徹底というところに関わって申し上げますと、あそこは青柳委員も触  
れてください

ましたけど、比較的見通しがいい道路なんです。今回の事故現場については、ちょっと見通しについても課題がありましたけど、ざっと見た時にあの県道はどちらかというと直線に近く、比較的見通しの良い道路です。東側にはそこらには無いような立派な縁石が盛られた歩道が付いています。こういう環境があ道路の構造上の環境だと思いますが、その時に人間の心は緩んでしまうんです。頻繁に渋滞が起こるような状況なら良いのですが、すきずきとした道路で見通しも良いとなると、つい気が付くとスピードが出てしまっていたり、そんなことが起こる危険性の高い場所、注意力が緩みがちな場所、あの場所の特徴というのはそんなところにあるのかなと思います。そういうところにおける車両の安全運転の徹底をどう図っていったらいいかというテーマが二つ目でございます。

三つ目は、交通安全教育の充実だと思います。これも繰り返しになりますが、「Risky 7」で訴えているように、これは7歳だけではなく7歳前後、更には低学年を中心として小学生全般に言えることだと思います。場合によっては中学生にも言えることだと思いますが、とにかく自分の目で十分な確認をせずに自分の判断によらずに何かに頼って行動している、通行していることがあるのではないかなと思います。振り返ってみると幼少時代は、親の手につかまって安全が確保されて通行していたわけではありますが、そこからだんだん自立のステップをしていく中で、次第に発達段階に応じながら、やはり自分で判断をしていくことが必要となってきますので、そういうことにポイントを置いた交通安全教育をますますこれからも充実させていかななくてはいけないと思っています。

四つ目が、やはり通学路というものを考えたときに、通学方法の吟味、検討かなと思っています。今回は当面の対応ということで、バスを手配してバス利用を可能にしているわけですが、そのような対策も含めて通学方法について検討していく、このような大きな四つの柱があるかと思っています。冒頭の挨拶の中でも触れさせていただきましたが、ここで連続して起こっている2件とも飲酒がらみということであります。職場によってはというご発言がありましたが、学校現場においては、県費負担教職員は酒気帯びであっても、それによって事故を起こさなくても、酒気帯び、飲酒の運転が発覚した時点、検挙された時点で、たいてい免職は免れないです。懲戒免職であります。職場によっていろいろな厳しさの中にいると思いますが、本当に重大な事故が飲酒がらみで発生したことを国全体でも重く受け止めて、今、厳罰化になってきているわけですが、まだまだ潜り抜けてしまっているところがあるかなと思います。先ほどの2番目に申し上げた車両の安全運転の徹底というあたりで、ドライバーのあり方について厳しく問うていかなければいけないのではないかと、とりわけ飲酒については本当に厳しく、明日残っていれば酒気帯びになるというところまでも含めて、自分の飲酒のあり方をコントロールしている職場もいっぱいありますのでそこに学んで、

それが市民レベルで広がっていかなければいけないと思っています。

(柳田市長)

共通の認識というものを打ち出していくことができるのではないかと考えています。その中で、教育長の整理の四つ目の「通学方法」という形で、原委員さんからもバス通ということは判断としては当然だろうと、今後においても4月以降も継続すべきというお考えもありました。その他の委員さんにおかれまして、通学方法ということに関して加えてのご意見がありますれば、もう少し集中審議をしたいと思っておりますのでご意見を伺いたいと思っております。

鈴木委員さん。

(鈴木委員)

私も短期間の間に2度起こっていて、そして2度とも飲酒運転ということで、子ども達はどんなに気を付けていても事故に遭ってしまったという状況ですので、バスを出していただくという方法は私も賛成です。

(原委員)

先ほどから申し上げているとおり、教育委員会及び市としてバス通を認めるといいますか、進めるのは当然だと申し上げました。そのとおりだと思いますが、一つ、家庭によっては子どもの足で歩かせたいという家庭もあるのではないかといいような気がしています。その辺をどうするかということも、絶対に乗らなければいけないのか、乗らなくてもいいよと言うのか、その辺を検討していく必要があるのかなと思います。

(柳田市長)

教育長から現状についてご説明ください。

(榑澤教育長)

実は、当面の対応ということで、事故現場に関わる通り方をしなければならぬお子さん達にどうぞバス通で卒業式まではということでやっているわけですが、現に僕は、あるいは我が家は「大丈夫ですから歩いて行きますよ」という方法を選択しているご兄弟がいますので、複数の人間がバス利用可能ですよと言っていますが「大丈夫です」ということであえて歩いて行くというお子さんもいらっしゃると思います。

(柳田市長)

他にはいかがでしょうか。

(荻原委員)

同じ意見です。

(青柳委員)

私もです。

(榑澤教育長)

多面的に考えなくてはいけないことがあると思いますが、例えば、先ほど原委員さんがこういう方もいるのではないかとおっしゃってくれたケースが、現に今もあるという話をお話しさせていただいたのですが、色々な状況を伺う中で、情報を得る中で、例えば県外の話ですがある学校ではスクールバスで遠くから通ってくるお子さんがいるのですが、子ども達の歩行、歩いての健康づくり、身体づくりというのが大事だということで、学校のひとつ手前のバス停で降りて「ドア to ドア」ではなく、ひとつ前のバス停で降りてそこから先は歩いて行く、そんな取り組みをしている学校もあります。望月地区の方の中からも「ドア to ドア」だと子どもの育ちの面で心配されるところもあるということで、声をいただいているところもあります。でありますので、バスを利用するという方法をとる時に、私は二つ考えていかなければ、大事にしていかなければいけない点があると思います。

一つは、今言った歩かなくなることによって、自分の体力づくり、健康づくりに何か課題が生じるようではいけないので、その場合にはそれを補う対策をとっていくのが必要だというのが一つ。手前で降りてという方法をとっている学校の例はその一つの選択肢です。

それからもう一つは、バスですずっといくという中においては、寝ていても運んでくれるわけですので、やはり自分の目で確かめて、自分で判断して行動するというその力を考えると、課題がないわけではないと思います。安全のために、あるいはとても遠距離であるため、あるいは諸事情があるわけですが、それに対応してバス利用が可能になるという時に、やはり交通安全教育の中で、バス利用はいいのですが、それに加えて、自分の目で確かめて、判断して通行していくというその力を育むプログラムが必要かなと思います。これは学校で行っている交通安全教育で、そういうところに一層力を入れるということでありましたが、そんな二点が大事になってくると思います。

(荻原委員)

基本的にはバス通でいいと思います。今、教育長さんがおっしゃったように、この子たちが自分の身を守る学習というのは、通学にバスに乗せたからいいや、そういう問題ではなく、その地区に住んでいる者なので通学はいいと思います。だけどやはり、家に帰ってから、うちの地区はどうなのかということも併せて地区の児童会等で自分の住んでいる地域をしっかりと、通学にバス、歩く関係なくそういう勉強はしていかなければいけないのではないかと思います。

(柳田市長)

ありがとうございました。少しまとめさせていただきたいと思います。この一方での交通安全教育については、学校において、地域において、家庭においてということが求められていることであろうかと思います。それは、バス通学をしているのは、この地域のこの子達だけではなく色々な地域に及びます。今後においては、臼田地区の小学校においても向き合わなければならない課題だと思っております。この課題について、しっかりと対応をしていくということが必要だと共通認識としていただけたのではないかと思います。加えて、通学方法に関しまして冒頭に申し上げましたが、地域の皆さんが強く望まれているということもこれも心理を考えると、お子さんが命を落とされた大きな不安のある箇所において、4月からは歩行で通学をするということについては、なかなか同意を得るのは困難だと判断いたします。そのような中においては、通学エリア、バス通エリアと健康ということを考えていただきたいと思います。教育委員会、教育長の方でそういった議論を深めていただきたいと思います。加えて、早急に行うということが重要なことだと思います。4月に間に合わせるというかたちにおいては、皆さまにも少しお手間をとらせてしまうことになろうかと思いますが、早急に方向を示して、皆さまからご意見をいただく中で最終決定をしていってほしいと思います。そんなかたちの中で、教育長にも聞き取っていただきまして、事務方、財政サイドとの調整もありますのでお願いをしたいと思います。

バス通学のエリア変更ということが必要だということを判断しておりますが、その他の地域においても強く望まれる方がいらっしゃいます。この事情、あの事情で4キロに満たないけれどもバス通を求める方々がいらっしゃいます。そういう方々からすると、この私たちの検討ということについては、ご意見が出る可能性があります。しかしながら、その状況においては私たちの方でしっかりと説明ができる体制をとっていきたいと思いますので、ご承知おきいただきたいと思います。最後に教育長の方からご意見があればお願いします。

(榑澤教育長)

大変ありがたい総合教育会議だったと思っています。市長のお考えもいただきながら、あるいはこれまでに緊急対応も含めて市長に牽引していただく部分もいっぱいあったと思いますが、そうしていただきながら今に至っています。

今後の4月以降の通学のあり方については、今、ご指導いただきましたが、早急に臨時の会をもって方策を決め出したいと考えておりますのでよろしく願いしたいと思います。ありがとうございました。

(柳田市長)

ありがとうございました。今日の会議事項は集中審議ということでございましたので、以上をもって終了とさせていただきたいと思います。それでは事務局、お願いいたします。

(小林企画部長)

ありがとうございました。それでは、次第4その他になりますが、皆さまから何か全般を通してございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から、次回の会議でございますが、協議内容を調整する中でまた開催をさせていただきたいと思います。決定次第事務局の方からご連絡いたしますのでよろしくお願ひします。

それでは、以上を持ちまして本日の会議は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。